

## 毒物劇物(一般・農業用品目・特定品目)販売業登録更新申請

毒物劇物販売業の登録更新申請は、有効期限の失効する1ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うこと。

有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。

毒物劇物販売業登録更新申請に必要な書類は次のとおり。

①登録更新申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第5号様式)

②登録票

(提出部数及び手数料)

令和2年4月1日現在

提出先	提出部数	手数料
保健所	1部	6,400円(現金)

1, 毒物劇物販売業登録更新申請書の記入上の留意点は次のとおり。

- (1) 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。
- (2) 登録番号及び年月日は、登録票と照合し正確に記入すること。登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日とすること。  
(登録票の交付年月日と間違えないように注意すること。)
- (3) 店舗の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上、記入すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合は、変更後の住所又は氏名を記入し、その旨を備考欄に明記すること(氏名が変更した場合は、同一人であることを確認する為、戸籍抄本や住民票等が必要となります)。
- (5) 繰上げ更新を希望する場合には、備考欄に「繰上げ更新希望」と朱書きすること。
- (6) 申請年月日は提出日を記入すること。

2, 登録票

- (1) 登録票の原本を添付すること。
- (2) 登録票を紛失した場合には、紛失理由書を添付すること。